正義が国境を超えるとき -政府と市民のどちらが義務を果たすべきなのか-

櫻井勇人

名列番号:504 学籍番号:1051020070

指導教員:足立英彦 2015年1月14日

論文要旨

現在地球では途上国を中心に、慢性的な貧困が起きている。特に貧困の中でも1日1ドル以下での生活を送っている状態を、「絶対的貧困」と呼ぶ。その一方で先進国と呼ばれる国々では世界の富の80%を享受し、先進国の国民は途上国の国民と比べ裕福な生活を送っている。この状況は、地球規模で圧倒的な富の不平等な分配が起こっていることを意味する。このような不平等な富の分配に対して、これを正義の問題として捉え、国際的な貧困削減への支援を正当化することを試みる正義の領域がある。それが「グローバルな正義」である。

本稿では「グローバルな正義」を扱う。「グローバルな正義」の領域でも、「現在世界で起こっている 貧困に対して、先進国の政府や市民はどちらが義務を負っているのか」という議題を明らかにしていく ことを目的とする。

まず第一章では、「グローバルな正義」を理解するために、その領域の範囲を示し、その領域が形成されてきた経緯を述べる。次に第二章では現在地球上で発生している貧困の状況について、具体的な貧困状態を示す数値を用いて説明する。また貧困援助に関して、現在行われている国際的な貧困支援の取り組みについても言及する。

第三章では、まず私たちがなぜ貧困援助への義務があるのかについて考察する。これは「政府や市民 のどちらが義務を負っているのかを考察するさいの前提であるからだ。この議論において、本稿では人 権論からのアプローチを扱う。これにより議論の余地はあるものの、遠くの貧しい人への義務があることを、説明できることを示す。その際にグローバルな正義への懐疑論についても触れる。

その後この義務は政府や市民のどちらが果たすべきなのかという考察を行う。はじめに市民が義務を果たすべきという立場を検討する。しかし、市民が義務を果たす時に問題点が生じることを述べる。そしてその問題点に対して、政府が市民の義務を代わりに果たすという解消方法を示す。そして政府が市民に代わって義務を果たすべきと主張したときに残された課題について、第四章で触れる。

以上の考察から、最終的に「市民の代わりに政府が義務を果たすべき」と主張する。この主張を行うことによって、次の議論として貧困援助へ向けた政府間の国際的な制度を構築することに焦点があてられることを述べ、結語とする。

はじめに

第一章 グローバルな正義とは

第一節:グローバルな正義の範囲

第二章 貧困の規模

第一節:貧困の状況

第二節:貧困への国際的な取り組み

第三章 政府と市民のどちらが義務を負っておるのか

第一節:貧困援助への義務

第二節:懐疑論

第三節:市民の義務

第四節:政府が義務を果たす

第四章 総括

おわりに

参考文献

はじめに

私たちが暮らす日本をはじめ、いわゆる先進国と呼ばれる国では豊かな生活1を送っている。食べるものはコンビニに並んでおり、いつでも買うことができる。また余った食料は大量に廃棄されている。衣料も安く購入することができる。しかしその一方で、先進国を除くアフリカなどの地域では数多くの人々が飢餓に苦しんでいる。その日の食料を得ることに苦労し、医療制度が整っておらず多くの子供が亡くなっている。学校にも通えない子どもたちも存在する。私たちはその事実をテレビ番組や支援を訴える広告等を通して理解している。また現在の豊かな生活が、発展途上国の安価な労働力や石油などの資源によって成り立っていることは既に学校教育で教わっている。このような地球規模の不平等が生む貧困に対して、私たちはどのように考えるのだろうか。その場合何か支援する必要があると考えるのか、もしくは私たちには関係ないと考えるだろう。しかし直感的には彼らに対して何か後ろめたい気持ちになる人々が多いと考えられる。そこで現在の貧困は、つまり世界規模の不平等が生む格差は不正義の表れであると考え、貧困への支援を正当化する試みが行われてきた。それがいわゆるグローバル正義と呼ばれるものである。

そこで本稿ではグローバル正義に関して扱うことにする。グローバルな正義の領域でも、「現在世界で起こっている貧困に対して、先進国の政府や市民はどちらが義務を負っているのか」という議題を明らかにしていくことを目的とする。

第一章 グローバルな正義とは

この章では、グローバルな正義の説明をする。グローバル正義がどのような問題をその範囲とするのか、またはどのような経緯で議論がなされてきたかを述べることにする。

第一節:グローバルな正義の範囲

グローバルな正義は現在まで議論されてきた正義論とは違った領域の議論をしていると考えられる。つまり、それまで正義論のその領域は国内の制度や同じ国内の個人間に関する関係を主に扱ってきた。古代アテナのアリストテレスや現代のロールズをはじめとして、彼らの議論の主題は同じ領域内での理論であった。しかしそれに反してグローバルな正義は、国際正義などと呼ばれ、その正義の射程を地球規模で考えるものである。国内での国家制度の在り方や個々人の関係などで述べられてきた伝統的な境界を越えた問題を取り扱う議論がグローバルな正義である。グローバルな正義は空間的な境界を超えるものであるが、一方最近の正義の議論として世代間正義や歴史上の不正義という議論もなされている。これら世代間正義と歴史上の不正義はともに、グローバルな正義と同じく伝統的な正義の境界を越えた議論である。世代間正義は、現在における環境破壊が重大な影響を将来世代に対して与えることを問題として取り上げるものである。歴史上の不正義は過去世代に対する不正義に関して取り扱うものである。整理するとグローバルな正義はそれまでの伝統的な正義の境界を空間的に超えて、地球規模の貧困問題を取り扱う議論である。グローバルな正義は貧困問題を取り扱う議論であるが、主に貧困問題に対す

¹確かに日本においても近年格差が拡大していることが話題となり、特に子どもの貧困が先進国中最低レベルである事実からも、日本にも貧困状態にある人々が存在する。もちろんこの現実も問題であるが、ここでは主に国際的な貧困問題を取り扱う。

る先進国の義務に関する考察がなされている。

グローバルな正義が注目を集めるようになった背景として、地球規模の不平等が拡大してきたという 点がある。この不平等が厳しい貧困状態を引き起こし、幼い子供をはじめとして多くの人々が貧困を主 とした原因によって亡くなるという現実がおこっているのである。またこのような現実が生じた一つの 原因としてグローバルな貿易体制が出来上がってきたことが考えられる。WTO による自由貿易の推進な どにより、国家同士の経済的相互依存が高まり、多くの途上国がこの貿易体制に対応していないからだ。 貿易に関するルールは主に西欧社会の商慣習などが参考になっている点が、発展途上国が対応に遅れて いる原因の一つと考えられる。もちろん貧困の原因としては他の要素も挙げることができる。例えば貧 困地域における地理的な要素や貧困に直面する国家の政府が機能していないなどの政治的な要素などが 挙げられる。

第二章 貧困の規模

この章では現在の貧困の実態について説明する。地球規模の貧困問題を理解するために、貧困の実態を整理することが必要だからである。

第一節: 貧困状況2

貧困の実態を知る上で、貧困ラインというものがある。これは世界銀行が定める 1 日 1 ドル以下での生活という基準であり、貧困状態にある中でも極端な貧困生活を送っている人々のことを指している(これは絶対的貧困と呼ばれる)。現在地球上には 1 日 1 ドル以下で生活している人々は、10 億以上存在する。これは世界人口が約 70 億人であることから、人口全体の約 14%に該当する。つまり 7 人に 1 人は絶対的貧困にあるということになる。貧困に関連する要因で死亡する人々は毎年約 1800 万人とされており、1 日平均では 5 万人である。

乳幼児の死亡率によると、5歳の誕生日を迎えずに死亡する子どもの数は、毎年1000万人を超えている。このうち毎年200万人から300万人の乳幼児が予防可能な病気(麻疹、破傷風など)で亡くなっている。また毎年死亡する乳幼児の98%は貧困国で生まれている。栄養に関しても、8億5000万人以上の人々が十分な栄養を取れずにいる。国別に乳幼児死亡率を比べると、シエラレオネが最も高い。また同国の平均寿命は39歳であり、これに対して日本では女性82歳、男性78歳である。

また世界の所得分配についても、大きな格差が存在する。世界の所得分配状況について、世界人口の最富裕層 20%が世界の富の 80%を保持しており、一方、最貧層 20%は世界の総所得の 1.5%を得ているに過ぎない。この状況を(人間開発報告書 2005, pp. 5)では、「世界の最も裕福な 500 人は、最も貧しい 4億 1600 万人の所得を合わせたよりも多くの所得を得ている」と述べられている。なおこの最貧層には南アジアとアフリカの人々が数多く含まれている。このような所得の不平等な分配状況は、シャンパングラス構造と呼ばれている。

各国の貧困の実態を示す指数として、人間開発指数(HDI)が使用されている。これは長命で健康な 生活、知識、人間らしい生活水準という人間開発の3つの分野での平均達成度を測定したものである。(人

 $^{^2}$ 貧困の実態に関する数値は、(人間開発報告書 2005) (人間開発報告書 2007/2008) や (ポッゲ 2010)、 (伊藤恭彦 2010) を参照した。

間開発報告書 2005, pp. 407) この指数を活用することで、各国の状況をより明確に測定することができる。この指数によると人間開発低位国3はほぼアフリカに集中しており、貧困地域と重複する。

第二節:貧困への国際的な取り組み

上記のような貧困の状況を受けて、貧困撲滅のために多くの取り組みがなされている。国際的には世界銀行4やユニセフ、国連開発計画などが挙げられる。国際的な支援のなかでも、各国の代表者による国際的な合意がなされていることも事実である。これは「ミレニアム開発目標」と呼ばれ、2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットにて採択された、ミレニアム宣言をもとに作成されたものである。ミレニアム開発目標は極度の貧困撲滅やジェンダーの平等などを目的とした、2015年までに達成すべき8つの目標を掲げている。この8つの目標は以下の内容である。

目標1 極度の飢餓と貧困の撲滅。1日1ドル未満で生活する人の人口比率を半減させ、栄養失調を半減させる。

目標2 普遍的初等教育の達成。すべての子どもが初等教育を修了できるようにする。

目標 3 ジェンダー平等の推進と女性の地位向上。初等・中等教育における男女格差をできれば 2005 年まで、遅くとも 2015 年までに解消する。

目標4 乳幼児死亡率の削減。5歳未満児の死亡率を3分の2減少させる。

目標5 妊産婦の健康の改善。妊産婦の死亡率を4分の3減少させる。

目標 6 HIV/エイズ、マラリア、その他疾病の蔓延防止。HIV/エイズの蔓延を阻止し、その後減少させる。

目標7 環境の持続可能性の確保。安全な飲料水と衛生設備を継続的に利用できない人々の割合を半減する。

目標 8 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進。最貧諸国への特恵的措置によって、援助と貿易を改革する。

(人間開発報告書 2005, pp. 51)

現在の達成状況から 2015 年までに、この目標はどの程度達成されるのだろうか。例えば乳幼児死亡率を挙げると、2015 年までに 69 カ国が達成するが、90 カ国が達成できない見通しである。これは目標を達成した場合と比較して、新たに 440 万人の乳幼児が死亡することを意味する。(人間開発報告書 2005,pp. 53) また貧困状態にいる人は、このままの貧困削減ペースで進行すると 2015 年において、目標達成には約3億8000万人届かない見通しである。(人間開発報告書 2008, pp. 46) 全体的には減少傾向にあるが、2015 年には多くの目標を達成することが難しいのである。

ではこの目標を達成するために、富裕国は具体的にどのくらい支援すればいいのだろうか。国連は貧困国への支援について「ドナーは援助額を対 GNI 比の最低水準を 2010 年には 0.5%とし、2015 年には目標の 0.7%達成できるように拠出公約を行われなければならない」(人間開発報告書 2005, pp. 12)とある。つまりこれは各国が対 GNI 比率の 0.7%を貧困支援にあてれば、貧困は削減できるのということ

 $^{^3}$ 最も低い国はシエラレオネである。ちなみに日本は世界第 8 位で、第 1 位はアイスランドである。(人間開発報告書 2 2007/2008)

⁴ 世界銀行は、2030 年までに 1 日 1 ドル未満で暮らす最貧困層の数を世界全体で 3 %までに減らすことを目標としている。

を示している。この 0.7%という目標は決して高くない。ちなみに各国の対 GNI 比率5は、日本は 0.17%、アメリカは 0.19%、一番高いルクセンブルクは 1.00%である。

以上のように貧困の状況を整理してきたが、この状況は不正義な状態といえる。なぜなら最富裕層の たった 20%が、世界の富の 80%を享受していることは不平等であるというべきであるからだ。

さらにこの不平等な富の配分は、先進国の対 GNI 比率 0.7%という低い目標で解決することができ、 それを先進国が行わないならば、貧困地域に対してそこで生活する人々を絶対的貧困に苦しませている ことになるであろう。

第三章 政府と市民のどちらが義務を負っているのか

前章において貧困を取り巻く環境が厳しい状況にあることを説明した。そこでこの章では私たちが負っている誰が義務を果たすべきなのかを考察していく。

第一節ではどちらが義務を負っているのかを考察する前に予備的作業として、私たちはどんな義務を 負っているのかを考える。そして第二節では市民に義務がある場合を考える。そして第三節では市民の 代わりに政府が義務を果たすことについて考える。

第一節:貧困援助の義務

貧困援助の義務に関しては多くの議論がなされているが、ここでは一つの例として、人権からの貧困援助の義務を想定する説を紹介する。

この説は、貧困状態をある種の人権侵害と捉え、その人権に対応する義務を設定するという説である。 人権は人であることにより付与される権利であり、普遍的である。したがって貧困地域に暮らす人々に もその権利はあり、それが貧困からの悪影響によって侵害されていると考える主張である。

このような考え方として、宇佐美誠の提案を紹介する。彼は基底的な人権としての生存権を主張することでそれに対応する義務を設けている。つまり人権はすべての人類に付与されており、貧困状態では基底的人権としての生存権が脅かされているという主張である。以下では特に彼の理論の基底的人権に関する主張について詳しく見ることにする。

宇佐美は基底的人権としての生存権という理念を提示しているが、基底的人権とはどういうものであろうか。そもそも人権はふたつの種類に分けられると考えられる。一つ目が自由権などの市民的権利、集会の自由・参政権などの政治的権利である。二つ目は労働の権利や生存権などの経済的・社会的権利6である。また歴史的にみれば、フランス人権宣言などにおいて、参政権や自由権などの市民的・政治的権利が最初に登場したと考えられる。この自由権と社会権は、我が国の現行憲法にも規定されていることからも、人権としての地位があると考えられる。

では貧困問題に対して、人権という視点から考えるとどういう主張があるのか。ここで基底的人権という主張がなされることになる。つまり、最低限の生活するために必要な資源を要求する経済的・社会

^{5 2012} 年における数値である。対 GNI 比率は外務省のサイトの

⁽http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/oda_jisseki.html)を参照。

⁶市民的・政治的権利と経済的・社会的権利という区別は、国際人権規約にも見て取れる。それぞれ市民的・政治的権利は市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)にあたり、経済的・社会的権利は経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)に該当する。

的権利は、市民的・政治的権利よりも基底的であるという主張である。宇佐美は「極度の貧困への防波 場となる種類の経済的・社会的人権は市民的・政治的権利よりも基底的」(宇佐美 2008, pp. 101)である と表現している。この主張を「基底論」とする。

なぜ生存権(最低限の生活をするための資源を求める権利)が、市民的・政治的権利よりも基底的でありうるのか。宇佐美はその理由について、基底論から二つの説から説明している。それは「基礎的人権説」と「基底的利益説」である。

まず「基礎的人権説」とは、「生存権は市民的・政治的権利の現実的基礎条件だという意味で、前者は後者よりも基底的であるから、市民的・政治的権利が尊重されるべきであるならば、生存権は当然に尊重されなければならない」(宇佐美 2008, pp. 102)という内容である。現実的基礎条件とは、生存権を保障することが、市民的・政治的権利を現実に有意義に行使するための条件という意味である。なぜなら理論的には貧困状態にある人も参政権を行使できるが、そのような状況にある人は現実的に参政権を安定して行使できないからだ。

次に「基底的利益説」について述べる。まず利益説とは何かという説明をすると、これは権利とは何かという問いに応える学説である。つまり利益説とは権利を法によって意図的に保護された利益だと捉える説である。またこの説に対立するものとして意思説がある。意思説は権利を、それに対応する他者の義務を自らの意思によって強行したり免除したりできる支配力であると捉える立場である。(瀧川裕英他 2014, pp. 124)

宇佐美はこの利益説を基底論的に組換え、以下のように述べている。

「健康で安全な生は、人間にとって最も基底的な利益である。この一点が認められるならば、そうした生のために必要である量的・質的に最低水準の食料・水・衣料・シェルター・医療もまた、最も基底的な利益だと承認されなければならない。これらの利益は、例えば芸術的創作に従事することや、職業を自由に選択することから得られる利益に先行して充足されるべきである。それゆえ、生存権は市民的・政治的権利よりも基底的だと言える。そして、健康・安全な生を可能とする基本的条件は、社会の如何を問わず普遍的に妥当すると考えられるから、人間という理由により享受される人権の一つとして、この条件の充足を求める生存権が要請される」(宇佐美 2008, pp. 102)。

「基礎的人権説」と「基底的利益説」の二つから、基底的人権としての生存権は市民的・政治的権利よりも基底的であり、それが故に生存権7を擁護すべきであると宇佐美は主張する。したがって基底的人権としての生存権から要請される義務を、すべての人類が負っているという結果になる。

このような人権論に対して、もちろん批判も向けられている。それは基底的人権に向けられる批判である。その批判内容は、次のようなものだ。市民的権利は身体の自由など不作為の義務を要求する消極的権利なのに対して、経済的・社会的権利は保障を要求する積極的権利である。消極的権利に対して、積極的権利はその権利内容を充足するのにより多くの費用がかかることになる。ゆえにまずは消極的権利が保障されたのちに、積極的権利が実現されるべきであって、生存権が含まれる積極的権利が消極的権利よりも基底的であるという主張は間違っているというものである。

⁷ 基底的人権としての生存権の内容について宇佐美は、最小限の所得の保障は含まれないとしている。なぜならここでいう生存権はあらゆる社会に普遍的に妥当されなければならないので、最小限の所得保障を含んでしまうと貨幣経済を前提としてしまうために貨幣を使用しない社会には妥当されず、普遍性が損なわれてしまうからだ。(宇佐美 2008, pp. 103)

このような批判について、宇佐美と同じく人権論からの主張をしている、ヘンリー・シューが反論8を行っている。(Shue, 1996 pp. 35-64) それによると、この権利を二つに分ける論理は誤っていると主張する。というのも、身体を侵害されない権利は確かに他人に不作為を義務付けるものであるが、実際にその権利を実現するためには様々な制度が必要である。それは警察や裁判所、刑務所などである。これらがなければ他人から身体を侵されないという内容を実現することは困難である。また積極的権利においても二つの義務がある。生存権においては、生存に必要な資源の提供を求める義務と、必要な資源を奪われないという義務である。結論からすると、積極的権利と消極的権利は本質的には区別がないということになる。さらにシューによる権利に対応する義務は次のように一般化される。

- ・ 権利の侵害を回避する義務
- ・ 権利の侵害から権利の保持を保護する義務
- ・ 侵害された権利保持者を援助する義務

一つの権利には、それに対応する以上のような三つの義務が存在するのであり、一つの権利に不作為 義務と作為義務が対応するのだ。したがって権利を消極的権利と積極的権利に分ける主張は誤っている。

人権論からの貧困援助への正当化は、世界人権規約や各国における生存権を含む社会権の保障などを 考えると、説得的であるように思われる。ある人の人権が脅かされている状態で、他の政府や市民に何 の義務も課さないのは、人権を普遍的なものとして謳うことと矛盾するからだ。

ここでは私たちに課される貧困援助への義務について、その義務を正当化する議論として人権論を扱った。

しかしこのような、人権論に基づいて貧しい人への私たちの義務を定める諸議論については、様々な 批判が加えられている。グローバルな正義への懐疑論である。

第二節:懐疑論

前節では貧しい人への私たちの義務を定める諸議論について、懐疑論があることを述べた。グローバルな正義への懐疑論について、主に二つの立場にまとめられる。それはステイティズムとナショナリズムである。

ステイティズムとは、正義が妥当する範囲は国家内部の制度のみであり、地球規模で正義が妥当することを否定する主張である。ナショナリズムは、正義が国家ではなく人間集団としてのネーションの範囲で妥当するので、その集団の領域を超えた正義を否定または限定する立場である。さらにナショナリズムにおけるネーションとは、言語・宗教・慣習などを共有する文化的ネーションと、政治的に統合され独立していることを望む人々の集団である政治的ネーションの二つに分けられる。

しかしこのような立場からのグローバルな正義への批判について、次のような反論が考えられる。まずステイティズムに対して、なぜ正義の妥当範囲を国家内部の制度に限定するのかという反論が挙げられる。そのように正義の妥当範囲を国内の制度に限定する理由は特に見当たらない。なぜなら国際的な制度のもとに行われている不正義が生じている場合、国内の制度のみに正義を適用するならば、その不正義を無視する結果になってしまうからだ9。

⁸ グローバルな正義における人権論からの主張を検討した論文として、竹村和也「グローバルな正義論人権論からのアプローチ」ホセ・ヨンパルト=三島淑臣=長谷川晃編『法の理論 2 3 』(成文堂、2004) pp. 59-79 を参照。

⁹ このような結論に関して、字佐美は奴隷制の例を用いて説明している。

ナショナリズムの主張は、ある個人は同一のネーションの中で生活する過程で、その一員としてのアイデンティティを形成していく。このアイデンティティから、同じネーションに属する他者への特別な義務が生まれるのであって、人類としてのアイデンティティをもつことは不可能であるか弱いものである。したがって、人類に対する義務は存在しないか、同一のネーションに属する他者への義務が優先するという主張であった。

この主張に対して、確かに同じ言語や文化を共有する集団の中で生活することにより、自らのアイデンティティを形成することは事実である。そのアイデンティティにより同じ集団に属する人々への義務感が生まれていることも認められる。しかしこの主張に対しては、現在のグローバリゼーションの進展によってアイデンティティの形成は同一のネーションからのみなされるものではないという反論ができる。人や情報、物資の国際化によって、私たちのアイデンティティを形成する要因は一つに限られたものではない。

以上のようにグローバルな正義への懐疑論については反論を行うことはできる。しかし、貧しい人への義務について統一された見解は、いまだに論争状態にある。

このように考えると、遠くの貧しい人への義務を設定することには議論の余地がある¹⁰と考えられが、 一応貧困援助に対して義務を負っていると正義の文脈から述べることができると思われる。人権論に関 して言えば、前述したように人権を普遍的であるということに矛盾するからだ。

では私たちが何らかの義務を負っていると仮定すると、誰が義務を負うのだろうか。次節から「貧困に対して、先進国の政府や市民のどちらが義務を負っているのか」という問題に対して考察を行う。

第三節:市民の義務

貧困援助への義務を果たす主体として、誰が考えられだろうか。主体の一つとして市民が考えることができる。

では絶対的貧困に対して、市民が義務を負っていると仮定した場合、どのような理由づけが考えられるだろうか。

この点に関して、市民が積極的に援助をすべきであると主張しているのがピーター・シンガーである。 彼は絶対的貧困という現実に対して、その責任は先進国の政府だけにあるのではなく、私たち先進国の 市民にも責任があるとした。

シンガーは絶対的貧困に対して私たち市民もボランティア団体に寄付するなど、貧困削減に対して行えることがあるのにも関わらず、それを行わないのは道徳的には殺人に等しいと主張する。すなわち、「ここでもし〈誰かを死ぬにまかせること〉が〈誰かを殺すこと〉と本質的に異なるものではないとするなら、我々はみな殺人者であると考えられよう」という主張である。(シンガー1991, pp. 214-215)これは非常に衝撃的な主張である。貧困への援助を行っていない豊かな市民は、今この瞬間にも殺人と同じことを犯していることになるからだ。彼は援助する義務に関する自己の主張を次のように表した。

第一前提 悪いことを防ぐことが、それに匹敵するほど道徳的に重要なものを犠牲にせずにできる場

宇佐美誠「グローバルな正義・再論」ホセ・ヨンパルト=三島淑臣=竹下賢=長谷川晃編『法の理論 2 7』(成文堂、2008)pp. 114 を参照。

¹⁰本稿では「貧困に対して、先進国の政府や市民のどちらが義務を負っているのか」という問題を明らかにすることを目的としているので、私たちが義務を負うことについての詳しい議論は立ち入らないことにする。

合には、そうすべきである。

第二前提 絶対的貧困は悪いことである。

第三前提 絶対的貧困には、それに匹敵するほどの道徳的に重要なものを犠牲にせずに防ぐことができるものがある。

結 論 そうした絶対的貧困は防ぐべきである。

(シンガー1991, pp. 224)

シンガーはこのような前提のもとに、豊かな先進国の市民は貧困への援助をするべきだと主張する。 政府だけでなく、市民一人ひとりの責任を明らかにしたことがシンガーの議論の特徴である。

しかし、シンガーの提案には問題点があると考えられる。それは彼の掲げた前提のもとに市民の援助 義務を認めると、かなり強い要求を市民に課すことになる点だ。すなわち、道徳的に重要でないものを 犠牲にすることを義務付けているという点である。

道徳的に重要でないものについてシンガーは、カラーテレビや、高価な食事、休暇の海外旅行、子供を通わせる私立の学校などを例として挙げている。(シンガー1991, pp.226) つまりこのようなものをあきらめることで、援助を行うべきであると主張していることになる。これは市民の自由な経済活動をかなり制限するものであり、過度な要求である。

またシンガーは自己の理論を、目の前で溺れている子供を助けるという例を用いて説明している。子供を助けるロジックと同じように貧困援助を捉えると、貧困が解消されるまで、市民は上記のものをあきらめて援助することを求められることになる。しかしこれも過度な要求となる。なぜなら溺れている子供の場合、その子供を助けることで私たちは義務を達成することができるが、貧困の場合では数多くの人々が現状に苦しんでいるからだ。貧困に苦しむ人々を私たちが簡単に救うことができるならば、貧困がなくなるまでの間、市民たちは自由を制限されることになってしまうとも考えられるからだ。

さらにシンガーの提案に従わないとしても、市民が義務を果たす場合に、どの団体に寄付をするのか という問題や援助額の規模、貧困への知識などが問題となり、貧困援助に対して市民個人が行うには非 効率である。

第四節:政府が義務を果たす

前節では、市民には何らかの義務があるとしても、義務を果たすことが市民にとって難しく、非効率であることを示したと考える。では援助への十分な資金や人員、貧困への専門知識、ノウハウを用意できるのは誰であろうか。また貧困削減に特化することで、市民への過度な負担を軽減しつつ、市民の義務を代わりに、そして集合的に果たすことができるのは誰であろうか。

その答えとしてまず考えられるのは、国連の機関や NGO などの団体である。これらは貧困削減を目的とており、必要なものを有している。しかしこれらの機関や団体は、貧困削減それ自体を目的としており、援助活動を行うことに何ら疑問はないので、ここでは扱わない。

次に考えられるのは各国の政府である。各国の政府は自国内の国民を代表する機関であり、市民の義務を集合的に果たすことができると考えられる。また十分な人員や知識などに関しても、市民個人が行うより容易に準備することができ、外交を通じて貧困地域の政府に直接援助することもできる。

さらに政府が市民の代わりに義務を果たすことで、市民は自己の生活に支障をきたさないばかりか、 政府が代行して貧困削減への援助を行っている場合、市民の義務は果たされることになる。 このような政府が市民の義務を代行するという主張に関して、第一節で紹介した宇佐美誠が提唱する理論を再び紹介する。

彼の主張は人権論から出発したものであるが、その基底的人権としての生存権に対応する義務は地球上のあらゆる個人が負っていると述べた。しかしその義務は政府によって代行されうると述べ、政府間分業の機能から、第一次的にある貧困者への義務は当該政府に課され、それが行えない場合には他国政府に課せられることになるとした。彼の議論は、市民に義務を課すことで生じる、市民への過度な要求や非効率といった難点を克服していると考えられる。

彼の提案において、第一次的には貧困が発生している当該政府へ義務づけられ、当該政府がその義務を果たせない場合には、第二次的に他国の政府へ義務を課すことになると述べた点が特徴的である。その理由づけとして、彼は政府間分業の機能的観点から説明している。

政府間分業の機能的観点について、宇佐美は重合型地方自治制という仮想例を用いて説明している¹¹。この仮想例によると、公共サービスを全国のあらゆる個人に対して提供する制度よりも、自治体内の国民のみに対して公共サービスを提供するほうが原則的により好ましいという結論が生じる。なぜなら重合型地方自治制の場合、ほかのあらゆる自治体の住民についての情報を収集しなければならず、その費用は大きいものとなる。特に遠い地方に対するサービス提供の費用は多大なものとなる。また配慮を欠いた処理の仕方やサービスの質が低下してしまう恐れもあるからだ。

この結果は現行の国家制度にも当てはまる。世界のあらゆる国家が、世界中のあらゆる個人に対して 義務を負っている制度よりも、自国民のみに国家が義務を負うほうが相対的に望ましいからである。

これは例えば日本国政府が、日本国憲法 25 条に規定されている生存権を日本国民だけでなく、他の国の国民にも保障している世界を考えれば、うまくいかないことは理解できるであろう。したがって現行の政府間分業体制は意義があると納得することはできる。

そして宇佐美はこの政府間分業体制は例外的状況においてうまく働かないことがあると述べる。それが世界で起こっている慢性的貧困¹²である。貧困は政府間分業が継続的に、また広範囲にわたって機能不全を起こす状態であるといえるからだ。なぜなら本来ならば貧困が発生している地域の政府が、貧困対策政策を行うなど救済処置を採るべきだといえる。しかし、当該政府が貧困対策を行えないまたは行わない場合があるからだ。これは政府が貧困対策に失敗¹³しているということである。したがって「このとき、基底的人権としての生存権が脅かされている」(宇佐美 2008, pp. 110)といえるので、第二次的な義務を行う主体が求められる。

このような政府間分業体制による説明は、誰が義務を果たすべきであるのかという問題に対して、非常に有効なものと考えることができる。

まず貧困という例外的な状況において、初めて当該国以外の市民にその義務を果たすことが求められるので、市民に対してそれほど過度な要求を課すことは起こらないと考えられる。その結果、シンガー

¹¹ この仮想例についての詳細は宇佐美誠「グローバルな正義・再論」ホセ・ヨンパルト=三島淑臣=竹下賢=長谷川晃編『法の理論 2 7』(成文堂、2008) pp. 105 を参照。

¹² 慢性的貧困の他に、地震や・洪水・津波などの大規模な自然災害なども考えられる。自然災害については、宇佐美誠「グローバルな正義・再論」ホセ・ヨンパルト=三島淑臣=竹下賢=長谷川晃編『法の理論 2 7』(成文堂、2008) pp. 109 を参照。

¹³ 宇佐美は貧困問題に対して当該政府が失敗している状態を、財政的・運営的・意思的という三つの概念に区別されるとした。(宇佐美 2008, pp. 110-112)

の議論でみたように、市民の自由な活動を縮減することを避けることができる。

さらに第二次的に市民が義務を果たすことになっても、この市民の義務を政府が代行することによって、市民個人が行うことで生まれる非効率を克服することができるとも考えられる。なぜなら政府は市民よりも多くの資金や人員、ノウハウを有しているので、貧困支援を効果的に行うことができるからである。

第四章 総括

ここまでグローバルな正義について、「政府や市民は、貧困に対してどちらが義務を負っているのか」 という問いについて考察してきた。この問題については「市民の代わりに政府が、その義務を果たすべ きである」と主張できると考えられる。

まず私たちはなぜ義務を負っているのかという問題では、人権論のみならず義務を認める多くの議論 について論争が多い部分ではあるが、一応私たちの負う義務に関しては説明が可能である。

ではその義務を誰が果たすべきなのかについて、市民が負う場合を考察した。第三章の第二節ではシンガーの理論を紹介した。彼の提案では、市民の明確な義務を示し、自発的な貧困への援助を促す点には意義がある。しかし、彼の掲げる前提に従うと市民に対して、過剰な負担を要求する結果になるという難点を示した。常に貧困に目を向けることを要求され、援助を行ったときのコストが低い場合にはさらに援助を行うことを求められるからだ。また彼の提案に従わなくても、市民個人が貧困援助を行うことは時間的、費用的にみても非効率であると主張した。

この結果から、第三章の第三節では市民の代わりにその義務を果たす役割を負う存在が必要であることを述べた。市民が個人的に貧困支援を行うよりも、資金や知識、ノウハウなどを容易に備えることが政府にはできるからである。また政府が市民の義務を代行することによって、市民の自由な活動を阻害することなく、市民が義務を果たすことができるからだ。

このような議論として、宇佐美誠の理論を引用した。彼の理論は地球上すべての人類に生活していくのに最低限の資源を求める生存権を認めることから始めた。さらにその生存権に対応する義務は、あらゆる個人を義務づけるとした。そして個人に代わって、生存権に対する義務は当該政府により代行され、第一次的には当該政府が政府間分業により自国民への義務を優先し、分業が失敗している貧困などの例外的状況では他国民への義務は顕在化し、他国の政府は支援を行う必要があると主張している。

宇佐美の提案は市民が義務を果たすことの困難を克服していると考えられる。前述した、市民への負担や市民個人が貧困援助するときの非効率さを、政府が代行することで避けることができているからだ。以上のことを踏まえると「貧困に対して、政府や市民のどちらが義務を負っているのか」という問題について、やはり「市民の代わりに、政府が義務を果たすべきである」と主張できる。

しかしこのような主張に関しては次のような批判も考えられる。その批判とは、第一次的に義務を果たすことを求められている当該政府が失敗しているときに、第二次的に他の政府に義務が要請されるとしているが、二次的に義務を果たすべき政府がすでに失敗を起こしている時はどうするのかというものである。つまり、潜在的であった義務が顕在化した時にその義務を果たすべき政府が、その義務を行わないまたは行えない場合である。行えない場合としては自己もある程度の貧困に苦悩する途上国が考えられる。しかし援助を行うことができるが、それを行わない政府が存在する場合に問題となる。

この批判はどのように政府が市民の義務を代行するべきかという問題に置き換えることができる。このようなとき、援助を行わない市民の義務は果たされていないことになる。いかに市民の義務が十分に果たされる社会制度を構築することが必要である。

一つの回答としては、自国の政府が第二次的に援助を行っていない場合には、行うように促すチェック機関を設けるというものである。この機関は市民が自国の政府を監視するという形態をとることも可能であるが、その場合市民に負担を強いることになり市民が義務を果たす時と同様な結論になってしまう。こうように考えるとチェック機関を誰が担うのかという課題が生じることになる。

またこの課題が「市民の代わりに、政府が義務を果たすべきである」という主張の残された課題であると考える。貧困への援助を行うために政府間での国際的な制度を取り決めることが必要である。既に「ミレニアム開発計画」にみられるような、貧困援助への国際的な合意は一定の効果を生んでいる。しかし同時に先進国を中心とした国際的な貿易制度や国際法も存在しており、それらが途上国に配慮したものではなく、貧困の一因として存在しているため、これらの改革も必要である。今後は漠然と市民の義務を求めるのではなく、社会制度に注視した議論が行われるべきだと考える。

おわりに

本稿では「貧困に対して、政府や市民のどちらが義務を負っているのか」という問題について、「市民の代わりに、政府が義務を果たすべきである」と主張した。政府が市民に代わって義務を果たすことの利点を示すことで、今後は政府が市民の義務を代わりに果たす国際的な制度をどう取り決めるかという議論に進むことができたと考える。もちろん市民が自発的にNGO団体などに寄付することは認められるだろう。

グローバルな正義はいまだに確定された議論がなされていない。本稿では深く触れていないが、私たちが遠くの貧しいひとへ何らかの義務があるのかという問いに対しても、様々な議論がなされているが統一されていない。この問いを考えるときに、義務とは何か、権利・人権とは何かという問題を解決しなければならないからだ。これは非常に困難な作業である。

しかし、貧困を取り巻く環境の厳しさや議論の余地があるにしても一応正義の文脈から貧しいひとへの義務を説明できる点からも、グローバルな正義は必要であると考えられる。絶対的貧困という厳しい 現実に対して、市民の義務を代わりに果たすような政府間の制度を設けることが課題である。その場合 に政府間分業における宇佐美誠の理論が有力な説といえるのではないか。

参考文献

- 1. 宇佐美誠「グローバルな正義」ホセ・ヨンパルト=三島淑臣=長谷川晃編 『法の理論 2 4』(成文堂、2005) pp. 67-93
- 2. 宇佐美誠「グローバルな正義・再論」ホセ・ヨンパルト=三島淑臣=竹下賢=長谷川晃編 『法の理論 2 7』(成文堂、2008) pp. 97-123
- 3. 宇佐美誠『その先の正義論』(武田ランダムハウスジャパン、2011)
- 4. 押村高『国際正義の論理』(講談社現代新書、2008)
- 5. 小川仁志『はじめての政治哲学』(講談社現代新書、2010)
- 6. リチャード・シャプコット著、松井康浩・白川俊介・千知岩正継訳『国際倫理学』(岩波書店、2012)
- 7. トマス・ポッゲ著、立岩真也監訳『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか』(生活書院、2010)
- 8. ピーター・シンガー著、山内友三郎・塚崎智監訳『実践の倫理』(昭和堂、1993).
- 9. 竹村和也「グローバルな正義論」ホセ・ヨンパルト=三島淑臣=長谷川晃編 『法の理論 2 3』(成文堂、2004) pp. 59-79
- 10. 伊藤恭彦『貧困の放置は罪なのか-グローバルな正義とコスモポリタニズム-』(人文書院、2010)
- 11. 国連開発計画『人間開発報告書 2005』(国際協力出版会、2005)
- 12. 国連開発計画『人間開発報告書 2007/2008』(国際協力出版会、2007/2008)
- 13. 瀧川裕英・宇佐美誠・大屋雄裕『法哲学』(有斐閣、2014)
- 1 4. Henry Shue, Basic Right: Subsistence, Affluence, and U.S. Foreign Policy, 2nd ed. (Princeton University Press, 1996)